

第21回 議会報告会

2021年11月13日

流山市議会 総務委員会

説明員: 野村誠委員長・西尾段副委員長
委員: 坂巻儀一・加藤啓子・植田和子
森亮二・海老原功一

1

1. 令和2年度決算審査について

- ① 流山市の会計全般(一般会計)
- ② 前年度(5カ年)との比較
- ③ 議会全体の指摘共通要望事項

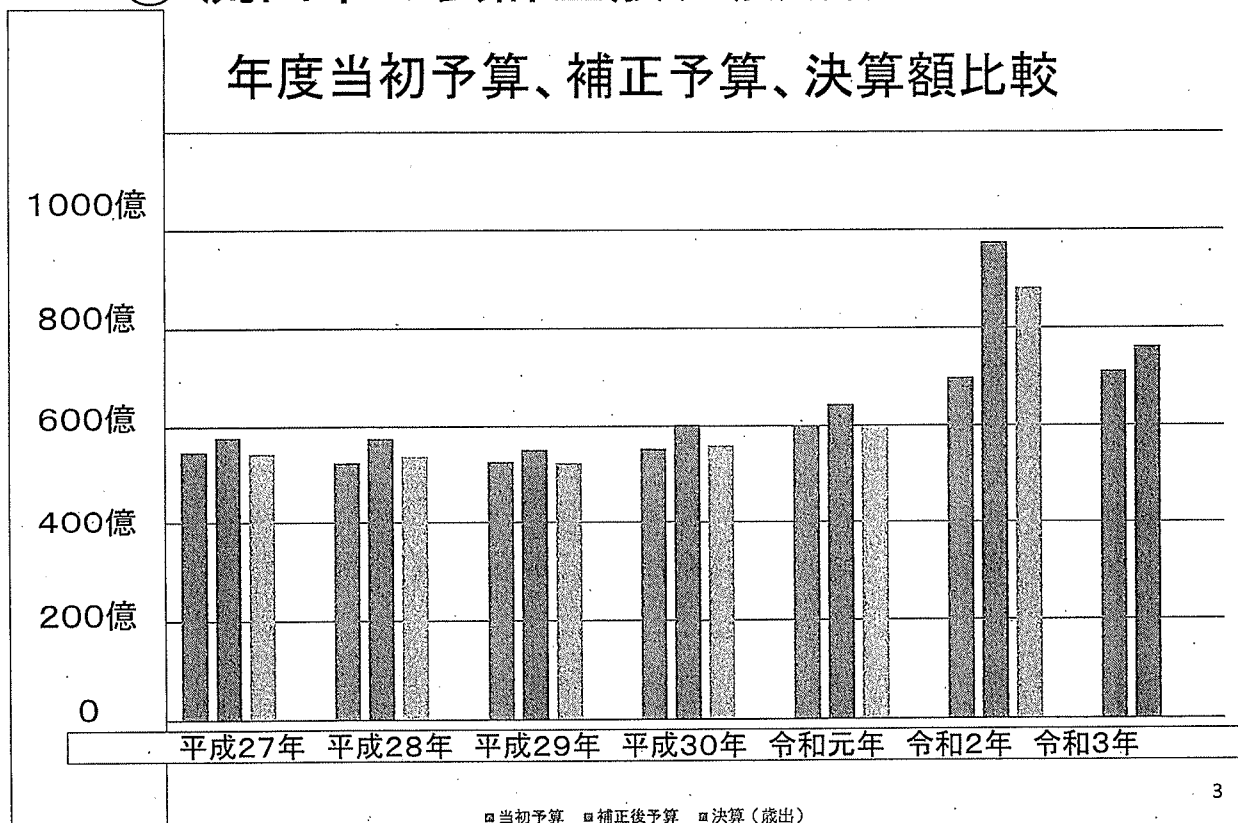
2. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 流山市独自の取り組み
 - A) ひとり親世帯臨時特別給付金
 - B) 小中学生への食糧支援金の給付
 - C) テイクアウト・デリバリー支援事業
 - D) テナント支援金
- ② 流山市新型コロナウイルス感染症対策条例

1. 令和2年度決算審査概要

① 流山市の会計全般(一般会計)

年度当初予算、補正予算、決算額比較



3

(安心・安全で快適に暮らせるまち)

(1) 激甚化する風水害、地震等の誰にでも分かりやすい災害情報伝達の多重化の促進・啓発を図りたい。

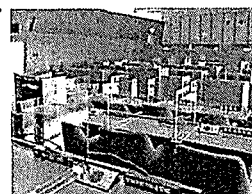
(2) 感染症や自然災害などへの備えの基礎となる全庁的な危機管理意識の醸成に取り組みたい。

(3) 将来の廃止が見込まれる防災行政無線については、その代替策について早期に検討を開始されたい。

(生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち)

(1) 手狭となっている保健センターの施設拡充に向けた検討に速やかに着手されたい。

(2) 情報格差解消のために諸施策の推進を図りたい。



会場に設置した飛沫防止の亚克力板

(良質な住環境のなかで暮らせるまち)

(1) 人流の多い広場等における歩行者と自転車の安全な通行を確保するための対策を強化されたい。

(2) ごみ収集事業におけるゴミ集積所は年々増加し、置き場所の選定・確保に課題が多いことから、市民・自治会等の事前協議は丁寧かつ柔軟に応じられたい。

(賑わいと魅力のあるまち)

(1) 創業支援事業については、希望者掘り起こしの強化、金融機関の情報提供等支援を図られたい。

(2) 株式会社流山ツーリズムデザインの事業内容については、議会・市民への説明責任を果たされたい。

5

(子どもをみんなで育むまち)

(1) ひとり親家庭等生活向上事業の学習支援については、対象者に対する利用塾のさらなる拡充を図ると共に利用者の要望に対しても応えられるよう検討をされたい。

(2) いじめ防止対策については、小学生に対するいじめ防止につながる学びの場を中学校同様に拡充されたい。(3) いじめについては、相談・ホットライン・実態調査等のデータを分析し、いじめ予防策の検討に活用されたい。

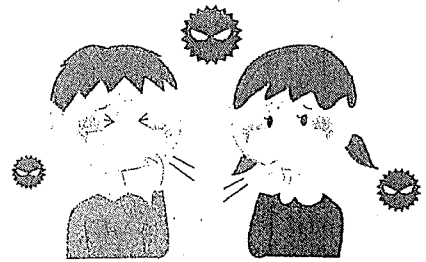
(体系外)

(1) 小中学校においては、教員がより子どもと向き合える時間を創出するために、部活動への支援策を拡充されたい。

6

1. 項目別感染症対策事業

- ① 市民向け(15項目)
- ② 学校(11項目)
- ③ 経済(4項目)
- ④ 医療関連(5項目)
- ⑤ 感染症対策用品購入(7項目)
- ⑥ 災害対策(1項目)
- ⑦ 窓口(2項目)
- ⑧ 施設・設備改修(4項目)
- ⑨ 高齢者等施設(3項目)
- ⑩ その他(6項目)



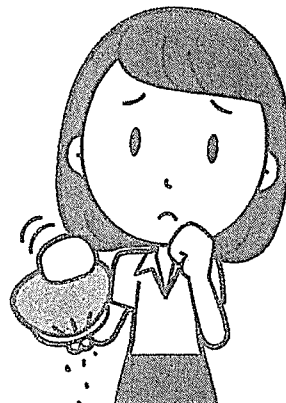
7

【主な市独自の対策事業】

A. ひとり親家庭特別臨時給付金(市独自分)の支給
ひとり親家庭の就業環境が変化し、就労収入が減少するなど、日常生活に支障をきたしていることを鑑み、ひとり親家庭に対し、市の臨時的な特別措置として給付金を支給するもの。

- ① 4,450万円
- ② 9,826万円
- ③ 4,365万円
- ④ 6,226万円

合計2億4,867万円



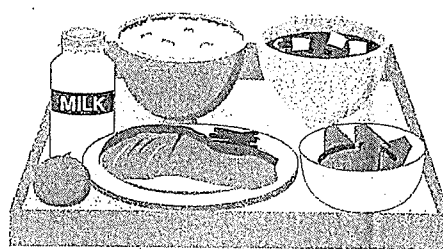
8

【主な市独自の対策事業】

B. 小中学生への食糧支援金の給付

小中学校の休校により、自宅で過ごすこととなった要保護及び準要保護の世帯に、1人当たり1日500円の食糧支援金を給付するもの。

休校に伴う昼食費支援金:2,837万円



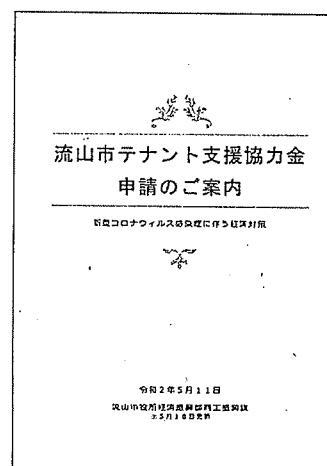
9

【主な市独自の対策事業】

C. テナント支援協力金

中小企業者等に市内のテナントを賃貸している者が家賃等を減免した場合に減額分の80%相当、1テナントにつき1か月当たり上限50万円を助成するもの。

テナント支援協力金:8,150万円



10

【主な市独自の対策事業】

D. 飲食店のテイクアウト及びデリバリー支援

緊急事態宣言の発令による営業時間の制限を受けて集客に苦慮する飲食店が、テイクアウト及びデリバリーによって売り上げ拡大が図れるよう支援するもの。

・テイクアウト・デリバリー
応援事業業務委託料 約518万円

※令和2年度に第1弾。
令和3年度に第2・第3弾を実施済み



11

流山市新型コロナウイルス感染症対策条例(令和2年度第2回定例会制定)

(目的)

第1条 この条例は、本市における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、市民等の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

3 この条例において「保健医療等関係者」とは、保健、医療等に従事する者であって、感染症に関する業務を行うもの及びこれらのものが属する団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報発信に努めなければならない。

2 市は、国、千葉県、議会、市民等、保健医療関係者その他の関係団体と緊密な連携の下に新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない。

(議会の責務)

第4条 議会は、議会活動を通して市の新型コロナウイルス感染症対策の取組が適切に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対策に関する施策について監視及び評価を行うものとする。

2 議会は、市民等の声が反映された新型コロナウイルス感染症対策に関する施策が推進されるよう、市との連携の下に新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染防止対策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を持つとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に十分に注意を払うよう努めなければならない。

3 市民等は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、又はり患している恐れがあること等を理由に、不当な差別的扱いや誹謗中傷を行ってはならない。

(支援等)

第6条 市長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たり、市民等に対して、必要な支援を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。附則(施行期間)1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2 第1項の政令で定める日限り、その効力を失う

13



ご清聴ありがとうございました。

流山市議会ホームページ「議会中継」は
こちらからアクセスできます

流山市議会 議会中継

検索

